

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

【地域共生社会の実現】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、「人と人」・「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとりひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて取組みます。

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成では「単身の高齢者」・「高齢者のみ」の世帯が急増しています。今後、特に団塊の世代が75歳以上になる令和7年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられ、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生活を続けていく取り組みとして「介護をしている人への支援」や「在宅医療・訪問介護看護」等、福祉サービスの充実が必要になります。また、少子高齢化の影響による「老老介護」・「ダブルケア」・「ヤングケアラー」等についても制度と理解が追いついておらず、相談先の窓口が複数に分かれているなど、課題の解決が容易ではありません。今後、地域の身近な相談窓口として、福祉・保健に関する相談以外にも、地域住民が抱える多様な相談に対応し、地域共生社会の実現に向けて地域ケアプラザの有する機能を発揮していきます。

【ワンストップで行う相談支援】

高齢者から障がい者、育児等の相談を含め、ケアプラザに寄せられた多様な相談に対し、ワンストップで対応します。単に高齢者・障がい者の生活を支援するだけではなく、当事者や相談者に付随する様々な問題や、悩みについて「我が事」という意識をもって対応します。

【関係機関との連携】

福祉ニーズの多様化・複雑化・担い手不足といった福祉分野を取りまく課題が刻々と変化する中、高齢者・障がい者・児童（養育者）の対象に関わらず、属性を問わない包括的な支援の体制を整えていく必要があります。地域共生社会の実現に向けて、関係機関や地域との連携、社会資源の活用は必要不可欠であり、福祉サービス事業所等以外にも民間企業や個人商店、地域の活動団体等とも協働し、既存の福祉サービスでは対応できていない狭間のサービスにも着手します。

【情報の提供や助言等を行える体制の整備】

地縁の薄い現代社会においては、周囲に頼れる人が少なく、介護においても育児においても相談先が分からずに孤立しがちです。また、ケアラーの多くは仕事と介護と育児で疲弊している反面、

世間における理解度が低く、支援の体制が充分であるとは言えません。今後、地域における支え合いの体制を整えるため、介護支援専門員や民生委員等を対象とした講演会・研修会の開催、ケアラーである当事者が気軽に参加し、思いとどまることなく、日頃の悩みなどを相談することが出来る「集いの場」を提供していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

住民基本台帳を参考に、平戸地域ケアプラザエリア（平戸1丁目～5丁目・平戸町）の人口統計を確認したところ、令和元年12月の総人口は24,133人、世帯数は10,661世帯でした。5年後の令和6年12月は総人口が、23,679人（454人減少）、世帯数10,929世帯（268世帯増加）、人口が減少し、世帯数が増加するという現象が確認されました。平均世帯人員の減少の背景には、高齢単身世帯の増加に加え、核家族化、少子化、未婚化といった社会現象が考えられます。地域の高齢化率は、令和元年の27.3%、令和6年の28.3%と横浜市平均の高齢化率（25%）を上回っていますが、この5年間については緩やかに上昇している傾向があります。

2023年度、平戸地域ケアプラザ地域包括支援センターの年間相談件数は1,585件でした。自治会・町内会ごとに分析を行ったところ、県営平戸高層団地自治会からの相談件数が361件と最も多く、全体の22.8%を占めています。相談内容別に分析を行ったところ、「日常生活の課題」が135件、「介護保険に関する相談」128件、「医療に関する相談」39件と続き、その他の相談が56件ありました。

昨年、県営平戸高層団地の自治会長と地域ケアプラザで自治会が抱える課題について情報を共有したところ、入居者の高齢化に伴う自治会役員等の担い手不足、共用区域の管理、自治会費の徴収、ゴミ捨ての問題の他、入居者同士のトラブル、入居者自身の経済的な問題や、病気・疾患等、自治会をとりまく問題が多岐にわたることを認識しました。

そのような状況を踏まえ、当法人では、令和2年度から県営平戸高層団地内における生活援助員派遣事業を横浜市から受託し、生活相談員による見守り活動を展開しています。事業の内容としては、入居者の安否確認、生活相談、入居者を対象とした茶話会等を開催し、自治会と連携を図りながら入居者の生活を支えています。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、地域包括支援センターと戸塚区福祉保健センターの共催による地域ケア会議を開催し、個別課題の解決に向けた検討を進めています。

保土ヶ谷区にある県営笹山団地では、令和3年から横浜国立大学の学生を対象に低価格な賃貸費用で空き室を提供し、空き室対策と地域の活性化に向けた取り組みが行われ、一定の成果を得ています。県営平戸高層団地においても、多様な主体の参画を模索し、自治会の課題解決に向けた糸口を見出すための支援を継続します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・地域の関係機関、平戸地区連合町内会は毎月第4土曜日に開催されている定例会に出席、平戸平和台地区連合町内会は、毎月第4水曜日に開催されている定例会に出席し、情報を共有しています。また、両地区的地区社協、民生委員・児童委員協議会、保健活動推進員会の定例会にも職員が出席しています。
- ・行政・区社会福祉協議会は、地域福祉保健計画の地域連携チームとして三位一体となって動いているため、相互に連携が図られています。戸塚区の地区担当職員（高齢・障害支援課）とは、地域包括支援センターの定例カンファレンス、区社協職員とは地区社協の定例会の際、定期的に情報・意見の交換が行われています。

- (1) 近隣の小・中学校や戸塚区内の障がい関係の事業所とは9月に開催している地域ケアサポート祭の協力を依頼しているため、相互に顔の見える関係作りが出来ています。
- (2) 戸塚区こども家庭支援課・子育て支援拠点とつの芽とは平戸地域ケアプラザエリアの「子育て連絡会」を協働で開催しています。
- (3) とつか区民活動センターとは「ゆめのたね」の配架や施設間連携研修に参加させていただいている。
- (4) 「パパ向けの育児講座」「介護予防講座」「主任介護支援専門員研修」等の講座を複数の近隣地域ケアプラザと共に実施しています。

(4) 合築施設との連携について（上矢部・東戸塚地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

当法人の基本理念は、『人が人としての尊さが認められ、人として生きることができる社会の実現を目指し地域に仕え、地域福祉に貢献するための事業を継続的に発展させる』とし、基本方針として以下6項目を掲げています。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 利用者的人権の尊重と擁護、及び自立支援 | ② 利用者の「生活の質」の向上 |
| ③ 職員の資質、専門性の向上 | ④ 職員の生きがいの創生 |
| ⑤ 地域福祉への取り組み | ⑥ 経営の安定化 |

業務実績

- ① 軽費老人ホーム ベタニヤ・ホーム（定員 50 名）
- ② 高齢者短期宿泊・集会施設 聖マリヤ館
- ③ ケアセンター ベタニヤ（訪問介護事業）
- ④ 横浜市平戸地域ケアプラザ（指定管理者）
- ⑤ 高齢者市営住宅等生活援助員派遣事業（横浜市受託事業）
- ⑥ 戸塚区生活支援センター（横浜市補助金事業）
- ⑦ ベタニヤ・パーク（貸駐車場・収益事業）
- ⑧ 神奈川県営平戸高層団地生活援助員派遣事業（横浜市委託事業）

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・昨年度についても、適正な予算執行につとめ、27,143 千円の積立金を計上、153,857 千円で決算。当年度末において、2 億 1 千万円超の積立金を保有します。当法人は補助金事業であるベタニヤ・ホーム（軽費老人ホーム）、戸塚区生活支援センター（精神障がい支援事業）、訪問介護事業ケアセンターべタニヤにおいても適正な運営に努めています。また、神奈川県および横浜市より高齢者市営住宅生活援助員派遣事業を受託し、地域福祉保健活動、精神障がい福祉活動への積極的な取り組みを行っています。
- ・法人税等は、顧問税理士の指導助言のもと、適正に行っています。また、高齢者のための短期宿泊施設聖マリヤ館による公益事業、将来の施設拡充を目的に取得した用地での収益事業（貸駐車場）を運営、法人後援会の継続的支援（年間 150 万円）をはじめとした寄附金等により安定的な経営基盤を確立しています。

3 職員配置及び育成

（1）地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

- ・地域ケアプラザ所長（予定者）は、ケアプラザ全体を統括し、マネジメントを行う必要があるため、地域ケアプラザの機能と役割を理解し、管理職として経験のある者を所長として配置します。
- ・地域ケアプラザの設置目的でもある「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むこと」を目標とし、地域の皆様に安定した質の高い福祉サービスを提供できるように福祉・医療の専門職員を配置します。
- ・職員が各々の分野で必要とする資格取得に向けて、外部研修への参加、勤務時間外に行う学習会実施など、資格の取得を奨励します。その他、介護支援専門員資格等、定期的に研修の受講が義務付けられているものについては、研修費用の助成、研修に出席しやすい勤務シフトの調整を行うなど、資格を取得しやすい職場環境を提供します。
- ・福祉の資格には、介護現場での経験年数、相談援助職としての実務経験を必要とする資格が多い

ため、職員の職務の意向を把握し、定期的な人事の異動を行います。これまでにも職員採用時に無資格で入職した職員が現場での実務経験を重ね、有資格者として配置されている実績があるため、長い時間をかけて事業所内で人材を育成し、有資格者・経験者の確保に努めます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人の基本方針に規定されている「職員の資質・専門性の向上」に基づき、職員一人一人の成長を大切に捉え、個々の自己実現を図ることが組織の活性化や事業の発展につながるものと考えています。そのため、職種・役職・経験に適した研修実施に努め、施設の安定的な運営及びサービスの向上に努めます。また、業務を通じた人材育成（OJT）を行い、実務に役立つ知識や技術の習得を目的として人材の育成を行います。

【個人目標の設定】

個々の職員が年度ごとに「年間計画」「業務目標」を設定し、所属長と共に目標とする焦点を共有します。年間目標を設定した後、一定期間で振り返りを行い、進捗状況の確認と課題解決に向けた取り組みを明確にし、目標の達成に向けて支援します。

【研修計画及び研修体系】

研修名	研修の内容	研修の目的
新任職員研修（入職時）	法人理念・事業方針の理解 個人情報保護・人権擁護 職員としての基本事項 就業規則・マニュアルの確認	法人（組織）について理解する 社会福祉施設の従事者としての基礎知識・基本姿勢を学ぶ
職員研修（入職1年以上）	基礎力の向上 業務に必要な制度の理解・応用 サービス提供のプロセス コミュニケーション技術	組織の一員として業務の遂行 が出来るように必要な知識を身につける。
リーダー職員研修 (サブリーダー)	リーダーに求められる資質 チームマネジメント リスクマネジメント 判断基準・苦情対応等 企画・調整・実行力の向上	中堅職員としての意識を醸成し、事業所の発展と課題解決に向けたスキルを習得する。
管理職員研修 (施設長・副施設長)	社会福祉施設管理者研修 労務管理・人材の育成 組織の運営・マネジメント 社会福社会計基準等	法人の理念、事業方針に沿った健全な運営を理解し実行する。 管理者として実践

【その他】

部門ごとに定められている法定研修・専門職等の研修は年間事業計画に基づいて実施します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

- ・ケアプラザは乳幼児から高齢者まで様々な年代や障がいのある地域住民が利用されるため、利用者の安全と利便の確保及び施設・設備の長寿命化を図るため、法定点検及び有資格者による月次点検、職員による自主点検を実施します。
- ・『公共施設の長寿命化基本方針』『施設管理者点検マニュアル』に基づき、定期点検、修繕などの保全業務を記録し、経年変化や不具合、故障の傾向を把握し計画的な保全対策を実施します。なお、設備の不具合が確認された場合や、修繕が必要な場合は戸塚区福祉保健課に報告を行い、指示を受け対処します。

【施設の維持保全・点検計画】

- ① 「総合巡回点検」専門業者による点検（毎月1回）

施設管理業務委託業者による月次点検を実施し、施設の不具合箇所の早期発見に努めます。

- ② 自主点検（四半期に1回）

四半期に1回、職員による施設管理者点検を行います。管理者点検によって不具合箇所を発見した場合、不具合の原因・内容・写真を記録し、所管局へ報告します。

- ③ 法定点検（年に1回）

建築基準法第12条に基づいた法定点検を年に1回実施します。

【その他】

消防法で定められている消防設備点検は、年に2回（上半期・下半期）行い、消防設備点検実施報告書を戸塚消防署に提出します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

【基本的な考え方】

施設利用者の安全・安心の提供を第一とし、事故予防と事故発生時の適切な対応、に努めます。

【事件事故の防止に向けた取り組み】

- ① 全職員を対象とした事故対応の習得（マニュアルの確認・研修実施）を行います。
- ② 法人内の事故防止委員会が事故の概要・再発の防止策を把握し、法人全体で共有します。
- ③ 戸塚消防署の協力によるAED訓練（心肺蘇生法）を定期的に実施します。
- ④ 損害軽減策（ダメージを軽減）を意識し、衝撃吸収素材や滑りにくい素材を導入します。
- ⑤ 日常清掃・日常点検を実施し、異変の早期発見に努め、事故の未然防止に努めます。
- ⑥ 利用者の行動を制限することなく、ICTの活用やテクノロジーの導入を検討します。

【事故発生及び緊急時の対応】

- ① 事故発生後、応急処置を実施し、同時に看護師が容態を確認します。
- ② 重篤な場合は管理者の判断により救急搬送を要請。併せて家族等に報告します。
- ③ 管理者は平時から職員連絡網を更新し、関係部署の職員に事故発生の概要を共有します。
- ④ 事故後、速やかに横浜市・戸塚区・法人本部に報告し、事故報告書を作成します。
- ⑤ 事故の内容について職員間で共有し、再発防止策を検討します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- ・戸塚区福祉避難所運営施設連絡会に出席し、必要な情報の収集と福祉避難所の基本的な考え方を理解し、職員間で共有します。
- ・福祉避難所情報共有システムは、管理職以外の職員でも運用することができるよう、情報伝達訓練の段階から複数の職員で更新作業を行います。
- ・毎年、応急備蓄物資の在庫確認・更新手作業を行い、目視による現物確認を行います。
- ・横浜市から貸与された備品以外にも、発電機・照明器具・カセットコンロ・プロパンガスなど、避難所の運営に必要と思われる備品は、事業所独自で整備を行います。
- ・常勤職員は災害時における交通機関の不通を想定し、自宅からケアプラザまでの出勤経路の把握に努め、公共交通機関を除く代替手段による収集訓練を実施します。
- ・所内で行う福祉避難所開設訓練の他、地域防災拠点訓練や自治会町内会ごとに行っている防災訓練に参加し、地域で行われている取り組みの内容を理解します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

地震・風水害等の自然災害から、利用者、職員及び関係者の人命の安全を確保することを最優先と考え、次の通り行動します。また、災害時の基本行動マニュアルを作成し、事業所内に明示します。

【職員の基本行動 ※マニュアルの一部】

- (1) 施設利用者の安全確認
- (2) 一時避難場所へ避難・誘導
- (3) 施設の安全確認・点検
- (4) 戸塚区役所・法人本部へ報告

【災害に備えた事前準備】

事前の準備として下記の事項を整備します。

(1) 組織編成

職種別に示された役割分担を日頃から確認しておきます。

(2) 招集基準

震度5強以上は別命なく出勤する。法人HP（職員専用ページ）を活用します。

職員の安否確認は連絡網または携帯アプリ・法人HP（職員専用ページ）を活用します。

(3) 備品準備

照明・ラジオ・救急箱・職員名簿・通信機・発電機等、乾電池、工具等を定期的に在庫の有無を確認します。

【その他】

- ・館内に「戸塚区ハザードマップ」「館内の非常誘導」を掲示します。
- ・災害時に飲料を提供することが出来る災害救援ベンダー付の自動販売機を設置しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

社会の変化とともに、介護保険制度や障がい福祉制度の改正といった様々な制度の変化に対して柔軟かつ適切に対応し、これまでの経験をもとにその特色を活かしてきました。一方で、地域に信頼される公共機関として、透明性・公平性を高めながら、組織の力と成果を最大限発揮し、次の3点に重点をおいて取り組みます。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、提供するサービスが常に利用者のためのものであり、特定の種類、特定の事業者に偏ることがないよう公正・中立に行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正・中立な立場に立ち、サービス提供事業者との連絡調整を行います。
- (3) 質の高いサービスの提供を心がけ、公正・中立な立場で社会資源のネットワークを活用し、利用者の期待・要望に応えるように努めます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

【意見・要望及び苦情への対応について】

(1) 利用者への周知

苦情解決責任者は、利用者及びその関係者等に対し苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先、苦情解決の仕組み等について周知を図ります。館内掲示のほか、施設内に苦情受付ボックスを設置、「苦情受付用紙」（利用者向けに用紙は簡易なものを使用する）により苦情を受け付けます。また、電話・窓口でも意見・要望及び苦情を受け付けます。

(2) 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。苦情受付担当者は、苦情受付に際し、次の事項を「苦情受付書」により記録し、その内容について苦情を申し出た利用者及びその関係者等（以後、「苦情申出人」という）に確認します。

①苦情の内容

②苦情申し出人の希望等

③第三者委員への報告の要否

④苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いでの第三者委員の助言、立ち合いの要否

【改善にむけた取り組み】

- (1) 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、第三者委員の助言及び立ち合いを求めることがあります。
- (2) 第三者委員の立ち合いによる苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いは、次の手順により行います。
 - ①第三者委員による苦情内容の確認
 - ②第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等については、「苦情受付書」に記録し、管理します。
- (4) 解決に向けての話し合いが不調になった場合、苦情解決責任者は苦情申出人に対し、横浜市福祉調整委員会を紹介することがあります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

利用者等の個人情報は、本人すなわち個人情報から識別され又は識別され得る個人の権利と利益のためのものであることを認識し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために個人情報保護規程を定め、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

【個人情報の適切な取扱】

- (1) 個人情報の取得は、利用目的を明示した上で、その目的の範囲内で必要な情報を収集し、その個人情報の利用、又は提供した時はその旨及びその目的を本人に通知します。
- (2) 個人情報の収集、利用、第三者提供は、本人の同意のもとに行います。
- (3) 個人情報を取り扱う事業の委託等を行うときは個人情報保護法とガイドラインを遵守しそれに沿った対応を行う事業者を選定し、秘密保持の誓約がなされた上で情報提供を行います。業務の内容に応じて安全管理措置報告書（横浜市様式）の取り交わしを行います。

【個人情報の安全性の確保】

- (1) 個人情報保護に関する規則類を整備し、毎年、個人情報保護研修を実施し、全職員で個人情報保護に取り組みます。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改竄の予防及び是正のため、当法人内において規則類を整備し、事業所ごとに個人情報管理責任者を置き、安全対策に努めます。

【個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等への対応】

本人が自己の個人情報について開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等の申出がある場合は、速やかに対応します。

【人権尊重に関する取り組み】

横浜市が定める横浜市人権施策基本指針に則り、「就職差別の解消」「誰もが働きやすい職場づくり」「地域社会の一員としての法人」を意識して努めます。また、ケアプラザに来館される様々な相談者の立場に寄り添い、次の視点をもって人権を尊重します。

- (1) エンパワメント支援の姿勢で取り組む。
- (2) 様々な立場の人々の視点で考える。
- (3) 人権に関する国内外の取り組みの動向を把握し、幅広い視点で考える。
- (4) 国際人権基準の視点から考える。
- (5) 社会情勢の変化を人権の視点から考える。
- (6) 施策等を人権の視点から考える。
- (7) 個別分野の取り組みと人権全般に共通する課題への取り組みを連動させる。
- (8) 市民の意見の把握に努める。
- (9) 人権関係団体・NPO 法人などと行政の協働を推進する。
- (10) プライバシー保護の徹底に努める。

【研修の実施】

一般社団法人「神奈川人権センター」人権講師団派遣を利用し、年に1回、人権に関する研修を実施します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【横浜市地球温暖化対策実行計画の理解と環境への配慮】

脱炭素社会の実現に向けて、個人（職員）として取組むべき目標と、組織（事業所）として取組むべき目標を可視化し、事業所内で共有を図ります。

【個人（職員）が取り組むべき目標】

- 節電・節水
- ゴミの分別・削減、食品ロスの削減に努める
- マイ箸やエコバックの活用
- 環境に配慮した商品の購入
- 外出は公共交通機関・自転車・徒歩の移動を意識する
- 定時出勤・定時退勤

【事業所として取組むべき目標】

- 電気自動車の導入
- 館内照明の LED 化
- 再生可能エネルギーの活用
- 車両のアイドリングストップ
- 印刷物削減と発行媒体の電子化
- 洗剤等、詰め替え商品の再購入
- 緑化活動を行う企業への支援
- おくすりシートリサイクルプログラム（横浜市・第一三共ヘルスケア）の協力（予定）

【市内中小企業優先発注について】

「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、修繕・物品購入・リース契約は市内の中小企業を優先に契約の履行に努めます。

- 日用品・消耗品の発注は、横浜市内に事業所を置く企業と契約を締結し、購入します。
- 大規模な修繕、業務委託、リース契約は横浜市入札有資格者名簿を基に業者を選定します。

- ・消耗品・日用雑貨の購入を行っている（株）大塚商会では下記の取り組みを行っています。

<株式会社 大塚商会が行う環境への取り組み>

地球温暖化対策優良企業に認定

2022年には、制度でのCO₂削減状況に係る評価で「SSランク（極めて優良な事業者）」を維持し、再生可能エネルギーの利用状況に係る評価で、目標としていた「再生可能エネルギーの利用実績が優良な事業者」（再エネ利用事業所率30%以上）を達成。今後はさらなるCO₂排出量削減のため、再エネ利用事業所率100%を目指して未導入の対象事業所への再生可能エネルギー導入を推進してまいります。

- ・事務所の複合機（コピー・FAX・スキャナー）は（株）リコーの製品を導入しています。

<株式会社 リコーが行う環境への取り組み>

株式会社リコーでは、「事業とSDGsを同軸化し、製品やサービスの提供が即ち社会課題解決になる」という考え方のもと、さまざまな取り組みをおこなっています。具体的には、環境性能の高いリコーの複合機を販売することで、実際にどれくらいCO₂排出量を削減できるのかを算出し、販売台数目標をSDGs貢献目標に置き換えていました。また、複合機の販売台数に応じて東南アジアにマングローブの植林に取り組むといった活動もおこなっています。マングローブはCO₂吸収量が多く、さまざまな生物の生息域となるため、マングローブで育まれる自然の恵みは地域社会の糧になります。2020年2～3月で計1万本もの植林をおこないました。

【男女共同参画推進等に対する考え方】

男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」に寄与します。

- ・男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動等が出来るように事業所内の環境を整えます。
- ・個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人として能力を発揮出来る場を提供します。
- ・男女が社会の対等なパートナーとして、方針の決定に参画できる機会を保障します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

【施設の稼働率向上に向けた取り組み】

- ・ケアプラザが貸館施設であることの周知が行き届いていない団体や利用層に向けて、施設利用の案内と利用方法を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、ウェブサイトへの掲載、地域の掲示板・回覧板・関係機関に配架の協力を依頼し、情報を提供します。
- ・登録団体の多くは定期的な活動をしている団体が多いため、施設の利用が集中しやすい曜日・時間と空いている曜日・時間を分析し、利用しやすい時間を広報誌・HP等で案内します。
- ・施設利用者がウェブサイト等インターネットを利用して予約できるように整備します。これまで行われてきた電話予約・来館受付も継続して行い、利用者のニーズに応じて利用していただけるように努めます。

【有益な情報の提供について】

- ・情報の提供はHPや広報紙以外にチラシを作成し、学校・病院・郵便局等の公共機関に配架を依頼します。
- ・オンラインによるセミナー・ワークショップなども積極的に取り入れ、ケアプラザまでの来館が困難な方でも事業に参加することができるよう有益な情報を提供します。
- ・館内はwi-fiの使用が可能であることを案内し、インターネットを利用した活動の場を提供します。
- ・近くに図書館が無く、自主学習をする場が少ないため、学生の夏休み・冬休み期間の利用を見込み、自習室として利用できるように開放します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- ・地域には高齢者・子ども・障がい児者以外にも、生活困窮者や外国籍の方など、多様な悩みを抱えた人がケアプラザに来館され、福祉的な支援を必要としていることを個々の職員が認識し、誠意をもって対応します。
- ・相談の内容によって、より専門的な知識や支援が必要とする場合は、戸塚区福祉保健センター、子育て支援拠点、地域活動ホーム、戸塚区生活支援センター、男女共同参画センターなど、専門的な支援機関に相談し、相談者への対応について確認します。
- ・医療的な支援が必要な相談の場合は、相談者の要望に応じてケアプラザ協力医による健康相談に繋げます。
- ・当事者やご家族の希望に応じてオンラインによる相談が可能であることを伝え、オンライン相談を実施します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・平戸地域ケアプラザの担当エリアにある平戸台小学校コミュニティハウスや隣区の権太坂コミュニティハウスは、自主事業の開催や貸館業務など、施設の役割に共通する部分があるため、それぞれの施設が抱える課題や、効率的な管理運営に向けて施設間の情報交換を定期的に行います。
- ・平戸地域ケアプラザと隣接する戸塚区以外の地域ケアプラザ（保土ヶ谷区・南区・港南区）にも協力を働きかけ、区境で生活する地域住民を対象とした自主事業を協働で開催します。
- ・所長を含め、地域包括支援センター3職種、コーディネーター2職種が出席する連絡会や研究会の会議内容、連合町内会等の地域の情報は、毎月実施しているミーティングで共有を図り、所内での円滑な運営を心がけます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【連合町内会広報部会の出席】

- ・毎月、行われる連合町内会広報部会へ出席します。地域で活動されている各団体の活動報告や、地域活動行事を把握し、情報共有とネットワークの構築に努めます。

【子育て連絡会の開催】

- ・子育て連絡会は戸塚区役所・とっとの芽・地域ケアプラザで事務局を担い、地域の子育て支援者・幼稚園・保育園の情報を基に、地域で行われている子育て支援の現状を把握します。

【地域行事への参加と地域防災拠点訓練】

- ・平戸地区・平戸平和台地区の両地域で行われている様々な行事（高齢者食事会、夏祭り、お餅つき、ふれあいの集い平戸、平和台まつり、地区社協研修、小中学校入学式・卒業式など）へ出席します。その他、地域防災拠点の運営委員として、事前準備・実務訓練に出席します。

【運営協議会】

- ・年に2回開催している運営協議会は、地域活動団体の代表者が出席する会議であるため、運営協議会の場を活用して情報の共有やネットワーク構築に努めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・区政運営方針の基本目標、達成に向けた施策、地域ケアプラザの役割を認識し、次の通り取り組みます。

■基本目標

こころ豊かに つながる笑顔 元気なつか

【目標達成に向けた施策と地域ケアプラザの取り組み】

(1) 人と人とがつながるまちづくり

- ・自治会町内会の各種会議、行事等に積極的に参加して地域ケアプラザの事業と連携を図り、地域の絆づくりに役割を担います。

- ・連合町内会ごとの広報部会等を通して地域課題の解決に連携して取り組みます。

(2) 安全・安心を実感できるまちづくり

- ・地域防災拠点訓練、自治会の防災訓練に参加し福祉避難場所として連携を図り発災時に機能できるよう開設訓練、備蓄品を整備します。また、災害時要援護者の支援のため、地域ケアプラザとして避難の困難なひとり暮らし高齢者世帯及び障がい者世帯等を把握し、発災時等には安否確認などで地域と連携します。

- ・防犯対策では訪問販売、振り込め詐欺等による高齢者の消費者被害などの防止のため、各種講座の開催、チラシ等での普及啓発を行います。また、警察署、消費生活総合センターとも連携を図ります。

(3) 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ・ハートプラン地域連携チームの一員として、戸塚区・戸塚区社協と共に事務局を担います。
- ・子育て応援事業として、戸塚区役所、子育て経験のあるボランティア、関係機関と協力して子育て支援を行います。

- ・戸塚区高齢者見守りネットワーク事業では、高齢者等の孤立を防ぎ地域で安心して暮らせるよう戸塚区役所、民生委員児童委員、地域住民、医療機関、登録事業者等と協力し取り組みます。

(4) 活気に満ちた魅力と豊かな自然あふれるまちづくり

- ・緑豊かな「平戸のまち」や平戸果樹の里の魅力を積極的にPRします。

(5) きめ細やかなサービスによる親しまれる区役所づくり

- ・地域の方々の声に耳を傾けて、区の取り組みに活かす視点を持ち、区の事業の推進に連携して取り組みます。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- ・連合町内会、地区社協をはじめ、地域の活動団体と深く信頼関係を築いてきたことが地域ケアプラザの強みです。これまで培ってきた実績を基に、次の通り取組みます。

- (1) とつかハートプラン推進のため、地域連携チームの一員として戸塚区役所、戸塚区社会福祉協議会と連携して、地区別計画の活動を支援します。

- (2) 地域の方が出席するハートプラン会議がスムーズに進行できるよう、事前に事務局会議や資料等の準備に協力します。

- (3) 地域連携チーム会議のときに地域ケアプラザが把握している地域の情報提供を行い、地域の現状の把握と地域課題の取り組みに努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【高齢者の分野に関する情報提供の取り組み】

(1) 民生委員・児童委員定例会

民生委員・児童委員定例会に出席し地域の情報を受け共有します。また、地域ケアプラザから情報提供をします。

(2) ひとり暮らし高齢者食事会

ひとり暮らし高齢者の食事会へ出席し、区行政の取り組みや地域ケアプラザ事業の情報提供、介護予防の取り組み、個別相談会を実施します。

(3) 老人クラブ定例会

老人クラブの定例会へ出席し、地域ケアプラザ事業の情報提供を行い、地域の身近な相談窓口として、地域ケアプラザの利用案内、地域包括支援センターへの相談などを案内します。

(4) 広報紙「ひらど通信」の作成

毎月、連合町内会単位で2種類の広報紙を作成します。民生委員・児童委員が訪問活動の一環として高齢者世帯に届けます。

(5) 地域包括ケアシステムの構築の一環として、地域ケア会議を定期的に開催します。

【こども・養育者の分野に関する情報提供の取り組み】

(1) 父親向け事業の実施

近年、父親の養育者が親子の広場に参加をする機会が増えてきたため、父親向けの子育て支援講座や父親同士の交流活動の場を提供します。

(2) 子育て支援の場への訪問

地域で行われている子育て支援の場に訪問し、ニーズの把握と情報提供に努めます。

(3) 平戸・平戸平和台地区子育て連絡会

子育ての実情を把握し、子育てをしやすい地域づくりに向けて取り組みます。

(4) 小学校から依頼される福祉教育は積極的に受け入れます。

【障がい者等の分野に関する情報提供の取り組み】

(1) 平戸地域ケアプラザエリア内を拠点に障がい福祉サービス事業を展開する「NPO法人風の音」とは良好な関係を築いています。今後は定期的に情報の交換を行います。

(2) 当法人が運営する戸塚区生活支援センターのほか、戸塚区基幹相談支援センター、横浜市発達障害者支援センター、後見的支援センター等の各関係機関と連携を図り、障がい当事者・家族の身近な相談窓口として努めます。

(3) 障がいの理解についての普及啓発を行い、地域における支援の輪を広げていきます。

(4) 自立支援協議会の会議に出席し、戸塚区で行われている取り組みを把握します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ・コロナ禍の影響によるボランティア活動の停滞、活動団体の解散がありました。今後はボランティア登録者を増やしていく取組として、ボランティア入門講座を開催します。
- ・空き家活用プロジェクトの一環として、平成 29 年（2017 年）に立ち上げた地域交流拠点「にこにこハウス」の運営に現在も携わっています。毎月行われているランチ会は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の参加があり、ニーズの高さが伺えるため地域ケアプラザでも子ども食堂等の実施に向けて検討します。
- ・学習支援を必要とする小学生・中学生を対象に、高校生や大学生のボランティアを募り学習支援の場の提供を検討します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・ボランティアの育成及びコーディネートを地域ケアプラザが果たす重要な役割であることを認識し、次の通り行います。

（1）ボランティア情報の提供と募集

自治会町内会主体のボランティア活動や、地域の福祉施設等、各関係機関等で募集を行っているボランティア情報を把握し、広報紙やインターネットを活用して情報の提供に努めます。また、集約をしたボランティア活動一覧表は定期的に更新します。

（2）ボランティアの受入・登録・育成

活動の内容と希望を確認し、所内・所外のボランティア担当職員と調整します。

活動見学、体験ボランティアを経て、活動希望者と受入施設の同意が得られればボランティアの登録を行います。ボランティア登録者は、活動開始から（1ヶ月～6ヶ月以内）に活動内容の振り返りを行い、登録者の希望内容と現状の活動が合致しているかを確認します。また、ボランティアのスキルアップ研修や、情報交換会等を実施し、ボランティア活動者の育成に努めます。

（3）関係機関と連携

戸塚区社会福祉協議会・戸塚区民活動センター・戸塚区内地域ケアプラザ、横浜市社会福祉協議会ボランティアセンター・大学ボランティアセンター、地域活動ホーム、子育て支援拠点とつの芽、自治会町内会活動、小中学校等、必要に応じて各関係機関と連携を図り、ボランティアに関する情報を共有します。

（4）シニアボランティアの紹介

ボランティアの登録時に 65 歳以上でボランティア活動を希望する方には、よこはまシニアボランティアの案内を行います。

（5）ボランティア保険の加入

万一の事故に備え、施設内でボランティア活動に従事する方には、「ボランティア活動保険」の加入の手続きを行い、安全に活動ができるよう配慮します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- (1) 各自治会町内会単位で行われている定例会・会議に訪問し、小地域で活動されている福祉活動や社会資源等の情報を把握し、地域アセスメントを行います。
- (2) 地域で開催されている様々な行事に参加し、地域のニーズを把握します。
- (3) 地域ケアプラザに登録をしている福祉保健活動団体や、地域を基盤に活動をしているサークル団体、当事者会、ボランティア団体を対象にヒアリングを行い、人材の発掘や情報交換を実施します。

【情報を提供するための取り組み】

- (1) 情報交換会・交流会の開催
地域の活動団体を対象とした交流会（情報交換会等）の開催を検討します。
- (2) 所内の連携
それぞれの職員が地域に訪問をする際、ケアプラザの情報提供を行います。
- (3) 広報紙の発行
毎月発行を行っている「ひらど通信」は平戸地区・平戸平和台地区ごとに作成し、地域ごとに行われる情報を提供します。
- (4) HPは毎月定期的に更新し、ケアプラザからの地域に向けたお知らせ、イベント等の情報を提供します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

【ニーズの把握】

- ・戸塚区統計データを活用し、地域特性・高齢化率・商業施設・医療機関・公共機関など、社会資源の把握に努めます。
- ・連合町内会、地区社協、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員会等が開催する定例会に出席し、各団体との関係性を築きつつ、地域の取り組みや活動状況、課題の把握に努めます。
- ・地縁組織である老人クラブを訪問し、参加者や支援者を対象にヒアリングを行います。
- ・地域住民によるボランティア活動団体を対象とした情報交換会を毎年開催し、各々の活動内容の共有、支援を必要とする住民ニーズの共有を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・インターネットを活用し、民間企業、NPO 法人、ボランティア活動団体の情報を収集します。こうして知り得た情報を集約し、可視化を図ります。
- ・横浜市の刊行物や広報よこはま戸塚区版には、民間企業の地域貢献活動や、NPO 法人の取り組み等、多様な主体による活動の内容が多く掲載されています。その他、戸塚区民活動センター や横浜市社協ボランティアセンターの情報を収集しながら社会資源の把握に努めます。
- ・エリア内の福祉施設、公共機関、医療機関、教育機関に足を運び、社会資源の把握に努めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- ・近年、高齢者単独世帯の増加に伴い、特殊詐欺や闇バイトなど高齢者を狙った悪質犯罪が増加しています。令和 5 年に地区社協、地区民児協、保健活動推進員会、消費生活推進員会、平和クラブの参画のもと「平戸平和台見守り連絡会」が発足しました。戸塚区地域見守り事業の「見守りヒント」を参考に、各団体の目的や特徴を理解し、無理のない範囲で協力をしながら行う見守り体制の方法を模索しています。
- ・高齢化率が高く相談件数の多い県営平戸高層団地においては、地域ケア会議を開催し、民生委員や自治会長にも参加いただきながらケアメソッド形式で自由な意見を出し合い、課題の解決に向けて検討を進めています。今後、県営平戸高層団地を拠点とした介護予防体操の実施など、地域包括支援センター や平戸高層団地の生活相談室とも連携を図りながら事業を展開していきます。
- ・令和 5 年度に芹が谷地域ケアプラザ（港南区）と共に開催された地域ケア会議では、区境の支援者同士の活動が分からぬという意見がありました。今後は、区境の民生委員同士の関係作りのため、「区境における民生委員見守り交流会」を開催し、顔の見える関係作りに努めます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- ・地域で生活する高齢者のニーズを分析し、毎月開催している 5 職種会議で情報を共有します。相談の内容により、共通するニーズや緊急を要する場合は、重点事項として認識し、支援に向けて計画的に取り組みます。
- ・県営平戸高層団地では、入居者の高齢化や生活保護世帯、単身高齢者の問題など、様々な事情を抱えて生活する入居者が多いためから自治会長から終活講座の実施の依頼がありました。今後は地域包括支援センターと連携を図りながら事業実施に向けて進めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・8050 問題の解決には公的支援の活用が重要と考えています。地域の身近な相談窓口として、当事者やご家族、民生委員等からの相談を受け、ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立支援制度などの利用を提案しながら生活の安定と社会復帰に向けて支援を行います。
- ・団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となります。自立志向が強く、流行にも敏感であるとされるこの世代は、スマートフォンなどの機器取扱いに慣れてきているため、オンラインを活用した相談援助が増加すると見込んでいます。このため、事業展開に際しては、オンライン活用を前提にした提案ができるよう職員の技量を高め、適切な運用と効果的な相談支援活動を行います。一方で、相談者と対面し、直接接触することで課題の要因を深掘りし、把握できること多くあります。支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対しては、訪問や出張相談窓口を設置するなど、積極的に働きかけ、情報提供や支援を展開していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・核家族化により高齢者との接点が減少しているため、家族および地域の人々の認知症に対する理解はまだまだ乏しい状況です。このため、地域社会、医療機関、福祉団体などが連携し、認知症の早期発見や予防支援、認知症に関する啓発活動を行う「チームオレンジ」の活動を地域内に定着させることが重要と考えています。
- ・住民と一致団結し、認知症患者とその家族を地域のイベントや活動に参加してもらうことで、孤立感を減らし、社会的つながりを強化する事業を展開し、認知症となっても安心・安全に暮らせる地域づくりを目指します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・平戸エリア内には、地域内でゆるやかな見守り活動を実施している組織やグループがあり、個人としても該当者を気にかけている方々が多くいます。令和 8 年度以降も、これらの組織、グループ、個人に対して見守り時に意識して見てもらいたい点を地域包括支援センターから助言・説明し、見守られている側の消費者被害予防、高齢者虐待の早期発見、成年後見制度の利用等につなげていきます。
- ・自治会等の組織でも SNS の活用が増えています。SNS を利用して住民に向けて地域内で把握した詐欺の手口や対策について迅速に情報提供を行い、地域全体での防犯体制を整備します。
- ・高齢者虐待の相談件数のうち、ほとんどの事例において被虐待者は認知症高齢者です。これまで、地域包括支援センターで懇談会を中心とした介護者のつどいを開催すると、様々な立場の介護者が参加をするため、認知症高齢者を介護している方々にとって、解決したい事柄や知りたい情報が十分に提供されず、消化不良となっていた傾向があります。今後は、認知症高齢者を介護している方々だけが参集する介護者のつどい（認知症カフェ）を開催し、虐待者および虐待者になる可能性のある方々の状況をよりよく把握し、介護者の精神的ケアを行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・平戸エリアでは多くの要介護高齢者が介護保険サービスを利用しておらず、担当ケアマネジャーがついています。これまでにもケアマネジャー支援として、事例検討会や勉強会等を開催していましたが、平戸1~5丁目や平戸町など平戸地域ケアプラザが管轄する地域について、ケアマネジャーによりよく知ってもらうための取り組みはそれほど多くありませんでした。今後は、担当高齢者が在住する平戸エリアについて地域概要、地域風土、地域組織などを知つてもらい、厚みのあるケアプラン作成をしてもらうため、令和8年度以降、シリーズとして平戸エリアについて知つてもらう企画をケアマネジャーに提供します。また、エリア内にあるインフォーマルサービスをケアプランに多く組み込むことを目指します。
- ・ケアマネジャーのICTの活用は今後ますます求められることになりますが、ケアマネジャー個人やその所属する事業所の技量には差があります。例えば、参加者の都合で参集できないがオンラインなら参加が可能な場合、地域包括支援センターが仲介してオンラインでのサービス担当者会議の開催を支援するなど、ICTの導入を推進します。
- ・地域包括支援センターが各所と調整し、事業所のメールアドレスをリストとしてまとめ、掲載同意を得た事業所にメールアドレスのリストを提供します。これにより、ケアマネジャー や医療機関、介護保険サービス提供事業所がメールでやり取りできるようになるため、事業所間の連絡調整が円滑になります。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ・平戸エリアやエリア周辺の医療機関と連携し、在宅医療・介護に関する教育や研修を定期的に実施し、地域の医療・介護従事者のスキルアップを図ります。その研修を開催することで、地域の医療・介護従事者間で顔の見える関係性を構築し、交流を促進し、必要な時に円滑に連携できるようにします。
- ・令和8年度以降、退職後のライフプランや健康、介護に関する関心が高く、自己実現を重視する傾向があるとされる団塊の世代（1946年から1949年ごろまで）の方々が80代になります。平戸エリア内で健康や医療に関する対面式の調査を行い、医療や介護に関する意見を収集し、必要に応じた事業を展開します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、多くの制限が解除されました。その間、平戸エリア内でも交流が途絶え、活動内容を精査するうちにいくつかの老人会

やボランティアグループが活動を終了しました。社会参加となっていた、これらの活動に関わっていた高齢者が、令和 8 年度以降、要介護予備軍として相談にあがってくると考えられます。そのような高齢者を対象とした地域ケア会議を開催することで、再び地域社会に参画し、個々の役割を持ち、自覚してもらうための取り組みを検討します。

- ・エリア内の県営団地自治会は高齢化率 50%を上回っており、地域包括支援センターへの相談受付件数の自治会別割合では常に上位となります。県営団地の高齢者を対象とした個別レベルの会議を開催している中で、自治会の在り方や住民同士が無理なく支え合う仕組みなど、多くの課題が見つかっています。このため、包括レベルでの会議を今後も継続し、課題の解決や改善に向けて取組みます。県営団地の課題を包括レベル地域ケア会議で一つずつ解決・改善に向けて取り組むことは、他の自治会や地域支援への応用も可能であると考えています。

カ 指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・事業実施に係る人員の育成については、横浜市主催の研修等に職員を積極的に派遣し、最新の情報を入手することで、職員の資質を常に高め続けます。
- ・業務委託をする居宅介護支援事業者の選定方法は、これまで同様、事業所リストを提示し、利用者の意向を第一優先とします。その上で、予防給付のケアマネジメント業務が円滑に遂行できる事業者を選定します。また、選定し委託した事業者については、地域包括支援センター内で最新の委託率を確認し、事業者が偏らないように努めます。
- ・具体的な支援内容については、対象者の生活機能が低下した背景や原因を分析し、課題を明らかにします。そして、地域でどのように暮らし続けるかを念頭に置き、本人ができないことをサポートするだけでなく、自立を引き出せるような声かけを行い、本人とともに目標や計画を立てます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・これまで、概ね 65 歳以上の方々を対象とした介護予防教室を開催してきましたが、令和 8 年度以降も、活動に参加したことがない住民への案内や参加の促しを行いながら、介護予防に関する講座や教室、企画を開催し、住民の健康寿命の延伸に努めます。
- ・介護予防に対する意識を高め、取り組んでもらうためには、65 歳未満の方々への啓蒙活動が必要です。そこで、その年代の方々にも参加してもらいやすい介護予防の自主事業を企画し、開催します。この自主事業を通じて、介護予防に資する活動や取り組みのリーダーとなる方々を住民の中から発掘し、その方々が普及啓発の役割を担うようにします

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サ

ービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

- ・PDCA サイクルを活かし、ネットワークづくりにおける課題に対する具体的な目標を設定し、その達成に向けた計画を立てます。例えば、これまででも行ってきた定期的な連携会議や勉強会についても、ただ開催するのではなく、関係機関同士が地域包括支援センターを仲介することなく、直接連絡・共有できるような環境をつくります。効率的な情報共有と連携のために、デジタルツールを積極的に活用します。
- ・地域共生を念頭に、医療、福祉、教育など、関係する各専門職や地域住民とのコミュニケーションを強化します。定期的なミーティングやワークショップの開催、アンケート調査の実施を通じて、情報共有と意見交換を行い、連携がスムーズに行えるようにします。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

住民の福祉を増進するために、地方公共団体が設置した施設との認識を常に自覚し、以下の居宅介護支援事業に取り組みます。

- (1) 地域における福祉・介護・保健が増進されることを目的に、利用者及び家族等の意向、身体状況、生活環境を十分に考慮し、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう事業所全体で取り組んでいきます。
- (2) サービス提供事業者の選考では公平・中立を図る為、利用者に的確な事業者情報を提供し自ら選べるよう支援します。
- (3) 介護予防支援事業者との連携は、日頃から地域のサービス情報等の交換を行い、事業者が作成するサービス計画や評価等を共有し、利用者、家族等の生活環境や身体状況の変化に応じ、適切なサービス利用が継続されるよう支援します。
- (4) 医療提供体制の改革を基盤に、生活上の安全、安心、健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるよう、地域での体制を構築していきます。
- (5) 特定事業所加算（Ⅲ）の算定事業所として、法令に則り、質の高いケアマネジメントのもと、自らその提供するサービスの質の評価、アンケート等を行い、サービスを常に見直し改善を図ります。
- (6) 地域における居宅介護支援事業者の質の向上を目指し、同一法人に留まらず、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と毎月定例会及び、共同での事例検討会、研修会等を計画、実施していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

- ・利用者が自立した日常生活を営む事が出来ること、及び利用者の家族の負担を軽減する事を目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて介助等を行い、在宅生活が継続でき

るよう支援します。地域ケアプラザで行う通所介護事業として、医療的・精神的に対応困難な方の受入れを行います。

- ・介護は、原則として同性介助（入浴・排泄時等）を継続し、利用者のプライバシーに配慮したサービス提供を行い、安心・安全な通所介護事業の運営に努めます。
- ・通所介護相当サービスを積極的に受け入れ、健康運動指導士による体操や、笑いヨガなどの介護予防プログラムの充実を図ります。

■一日のプログラム

- ・送迎（朝・夕）
- ・健康チェック（体温・血圧・脈拍測定 / 意識レベル等）
- ・入浴（午前の部）
- ・個別レクリエーション（手工芸等の創作活動 / ラジオ体操等）
- ・嚥下体操 / メニュー紹介
- ・昼食 / 服薬補助（看護師）
- ・休養（希望者 / ベッド又は和室）
- ・入浴（午後の部）
- ・機能訓練

当地域ケアプラザの特色を活かした中庭での歩行訓練・園芸療法・屋外レクリエーション等

- ・集団レクリエーション（運動機能、認知機能等の維持向上を目標としたゲーム内容を実施）
- 四季折々の行事（新年会、納涼会、敬老会、忘年会など）

・近隣小学校の児童や、職業体験、ボランティアの来訪による外部との交流も行います。

6 収支計画及び指定管理料

（1）指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料により、公的サービスを永続的に実施する使命を自覚し、適正な執行に努めます。事業計画に基づき、適宜使途を定め、最少の費用で最大の効果を得られるよう、予算を策定し収支計画とします。当収支計画は、前期指定管理での実績、およびこれまでの複数回を数える指定管理実績を踏まえ、今後5年間の経済情勢、固定経費等を勘案し、実行可能予算として提案します。

- ① 事業計画に基づき、施設利用者のニーズにきめ細かく対応することに努めます。
- ② 快適な施設環境を維持しつつ、光熱水費の節約に努め、削減費用を事業サービス・事業費等へ配分します。
- ③ 築28年を超過し、経年劣化の進む施設建物に対し、適宜点検、計画的な修繕を実施します。
- ④ 良質なサービス提供のための良質な『人材』を確保します。幸いにも当ケアプラザは長年勤務し、経験豊富な職員が多く配置されています。近年の最低賃金改定、人件費高騰の現状も踏まえ、当ケアプラザでの人件費が経費割合の多くを占めることを想定しています。が、事業サービスの質を保持したうえで事務費等支出を削減、その削減分の一部は『人材』へも配分します。

⑤ 事業計画にも示したとおり、環境へ配慮し、個人ないし事業所として消耗備品等の購入削減、コピー等印刷物の削減と電子化、光熱水費の節約等、経費支出を効率よく抑制します。上記のとおり、経費削減・適正な費用配分に努めた上、なおケアプラザ事業運営に支出超過が生じた場合は、法人でその負担を担うこととします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用者の利便性を考慮し、よりよい環境の整備に努めるべく、運営費を効果的に使用します。近年の物価高騰、最低賃金額の改定等による人件費上昇を鑑み、固定費・変動費ともに優先順位を定め、経費削減に努めます。業務の効率化、職場環境の改善を図りつつ、消耗品の低価格品購入、光熱水費の節約、コピーの削減(電子化)、WEB会議の多用等、上記収支計画にも示したとおり、支出の抑制に積極的に取り組みます。事業(イベント)実施における利用者負担が適当であると判断される支出については、実費相当分の負担を利用者に依頼することとし、また講座・イベント等地域事業者・地域団体との連携を深める目的も含め、共催による事業を実施することで費用負担の軽減化を図ります。

また、併設の介護保険事業の収支は、指定管理の収支とともに”平戸地域ケアプラザ”という1施設としての費用バランスを図り、全体の運営を支えるものとします。

指定管理料提案書
(横浜市 平戸 地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	6,064,625円	6,071,750円	6,347,375円	6,394,500円	6,441,625円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	6,010,000円	6,248,000円	6,486,000円	6,723,000円	6,961,000円
事業費		ケアサポートまつり、かたつむり、平戸っこ、他各種事業費用	□	260,600円	260,600円	260,600円	260,600円	260,600円
事務費		福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、通信運搬費、会議費、広報費、保険料、賃借料 その他事務費	□	1,620,600円	1,620,600円	1,620,600円	1,620,600円	1,620,600円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	7,475,800円	7,475,800円	7,475,800円	7,475,800円	7,475,800円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				20,684,625円	20,929,750円	21,443,375円	21,727,500円	22,012,625円
			うち団体本部経費					

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額						
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	26,088,875円	26,669,250円	26,786,125円	27,025,500円	27,230,875円		
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	519,000円	519,000円	519,000円	519,000円	519,000円		
事業費		介護者のつどい、認知症講座、 ふくしものしり大学他各種事業用	□	210,200円	210,200円	210,200円	210,200円	210,200円		
事務費		福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、通信運搬費、会議費、広報費、保険料、賃借料 その他事務費	□	2,076,100円	2,076,100円	2,076,100円	2,076,100円	2,076,100円		
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,326,500円	2,326,500円	2,326,500円	2,326,500円	2,326,500円		
小破修繕費	・小破修繕費	126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円		
協力医	・協力医	630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円		
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			0円	0円	0円	0円	0円		
合計				31,976,675円	32,557,050円	32,673,925円	32,913,300円	33,118,675円		
			うち団体本部経費							

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
人件費	賃金水準 スライド対象			□	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費	事業費	歌声サロン、気軽なサロン、その他各種事業費用	□	63,900円	63,900円	63,900円	63,900円	63,900円
事務費	事務費	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、通信運搬費、会議費、広報費、保険料、賃借料 その他事務費	□	375,800円	375,800円	375,800円	375,800円	375,800円
利用料金の活用	利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△					
合計				5,964,000円	6,021,000円	6,105,000円	6,145,000円	6,185,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防講座他 事業費用	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

様式イー②

収支予算書
(横浜市 平戸 地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	20,684,625円	20,929,750円	21,443,375円	21,727,500円	22,012,625円
		地域包括支援 センター運営事業	31,976,675円	32,557,050円	32,673,925円	32,913,300円	33,118,675円
		生活支援 体制整備事業	5,964,000円	6,021,000円	6,105,000円	6,145,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,779,300円	59,661,800円	60,376,300円	60,939,800円	61,470,300円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	3,050,000円	3,050,000円	3,050,000円	3,050,000円	3,050,000円
		居宅介護支援事業	19,500,000円	19,550,000円	19,550,000円	19,550,000円	19,550,000円
		通所系 サービス事業	78,500,000円	79,000,000円	79,500,000円	79,500,000円	80,000,000円
			101,050,000円	101,600,000円	102,100,000円	102,100,000円	102,600,000円
		その他収入	0円	0円	0円	0円	0円
			159,829,300円	161,261,800円	162,476,300円	163,039,800円	164,070,300円
支出	内訳	人件費	104,364,700円	106,019,000円	107,555,400円	107,976,500円	108,861,200円
		事業費	1,220,700円	1,220,700円	1,220,700円	1,220,700円	1,220,700円
		事務費	23,468,400円	23,468,400円	23,468,400円	23,468,400円	23,468,400円
		管理費	29,970,600円	29,970,600円	29,970,600円	29,970,600円	29,970,600円
		その他					
			159,024,400円	160,678,700円	162,215,100円	162,636,200円	163,520,900円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
		収支	804,900円	583,100円	261,200円	403,600円	549,400円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市 平戸 地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	①	配置予定人数				
	②	基礎単価				
	②	配置予定人数				
	③	基礎単価				
	③	配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	①	配置予定人数				
	②	基礎単価				
	②	配置予定人数				
	③	基礎単価				
	③	配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

常勤職員について基準に則した人員配置
地域交流部門 パート職員サブCo4名、事務1名配置

団体の概要

(令和 7 年 1 月 31 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん せいひるだかい) 社会福祉法人 聖ヒルダ会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町1060番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和55年6月			
沿革	1895年東京芝に日本最初の「養老院」聖ヒルダ養老院創設。 1953年日本聖公会婦人会が千葉県八生村(後神奈川県大磯移転)にベタニヤ・ホーム創設。 1980年聖ヒルダ養老院とベタニヤ・ホームが合併、社会福祉法人聖ヒルダ会を戸塚区汲沢町に設立。現在に至る。			
事業内容等	○社会福祉事業 軽費老人ホームベタニヤ・ホーム ケアセンターべタニヤ(訪問介護事業) 横浜市平戸地域ケアプラザ 戸塚区生活支援センター(精神障がい者自立支援) ○公益事業 聖マリヤ館(高齢者短期宿泊施設、集会施設) ○収益事業 ベタニヤパーク(駐車場経営) ○委託事業 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	392,607,291	392,880,750	716,523,622
	総支出	394,448,831	382,364,207	707,508,835
	当期収支差額	-1,841,540	10,516,543	9,014,787
	次期繰越収支差額	62,050,470	162,862,924	382,033,768
連絡担当者	【所 属】 社会福祉法人聖ヒルダ会 戸塚区生活支援センター 【氏 名】 [REDACTED] 【電 話】 045-864-5124 【F A X】 045-390-0850 【E-mail】 [REDACTED]			
特記事項				